第二章第九節を次のように改める。

第九節　削除

第六十五条　削除

第二章第十一節及び第十二節を次のように改める。

第十一節及び第十二節　削除

第六十七条から第八十三条まで　削除

第二章第十四節を次のように改める。

第十四節　削除

第八十六条から第九十条まで　削除

附則第二条第一項第一号中「交付税及び譲与税配付金勘定の」を「地方交付税交付金、地方特例交付金及び地方譲与税譲与金の交付に関する経理に係る」に改め、同項第二号中「交通安全対策特別交付金勘定の」を「交通安全対策特別交付金の交付に関する経理に係る」に、「附則第三条第一項第一号イ」を「附則第十条第二項」に改める。

附則第三条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する帳簿並びに」を削り、「交通安全対策特別交付金勘定」を「交通安全対策特別交付金の交付に関する経理」に、「同勘定の」を「当該経理のうち」に改め、同項を同条とする。

附則第四条中「各勘定別に」を削る。

附則第五条の見出し中「読替規定」を「読替え等」に改め、同条中「及び第二項」を削り、「、第二十六条第二項第一号並びに」を「及び」に、「所管大臣」と、同条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」とあるのは「交付税及び譲与税配付金勘定」と」を「所管大臣」と」に改め、「、第二十六条第二項第一号中「交付税及び譲与税配付金特別会計」とあるのは「交付税及び譲与税配付金勘定」と」及び「「備え」とあるのは「備え、各勘定別にその所管に属する」と」を削り、「交付税及び譲与税配付金勘定」とする」を「その所管に属する交付税及び譲与税配付金特別会計」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、第十三条の規定にかかわらず、地方交付税交付金、地方特例交付金及び地方譲与税譲与金の交付に関する経理に関しては当該経理に係る当該年度の収納済歳入額、法第十五条第一項の規定による一時借入金及び繰替金並びに同条第三項の規定による繰替金をもって、交通安全対策特別交付金の交付に関する経理に関しては当該経理に係る当該年度の収納済歳入額をもって、それぞれ支払元受高とし、歳出を支出するには、それぞれこの支払元受高を超過することができない。

附則第六条中「及び交付税及び譲与税配付金勘定」を「並びに地方交付税交付金、地方特例交付金及び地方譲与税譲与金の交付に関する経理に係る当該年度の収納済歳入額をもって、それぞれ支払元受高とし、歳出を支出するには、それぞれこの支払元受高を超過することができない。

附則第六条中「及び交付税及び譲与税配付金勘定」を「並びに地方交付税交付金、地方特例交付金及び地方譲与税譲与金の交付に関する経理に係る当該年度の収納済歳入額をもって、それぞれ支払元受高とし、歳出を支出するには、それぞれこの支払元受高を超過することができない。

附則第九条中「附則第二十二条第一項において準用する法第百十五条第二項」を「附則第二十二条第二項」に改める。

附則第十条中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「同項」を「同条」に、「附則第二十二条第三項」を「附則第二十二条第五項」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

附則第二十条を次のように改める。

（食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の歳入の会計年度所属区分等）

第二十条　法附則第四十二条第一項の規定により漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理を食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定において行う場合における第一条第四号及び第十六条第一項第六号の規定の適用については、第一条第四号中「の再保険料」とあるのは「及び漁船乗組員給与保険再保険事業（法附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。）の再保険料」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「の開始日」とあるのは「又は漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三十五条において準用する漁船損害等補償法第百三十八条の十三第一項に規定する再保険関係に係る再保険責任の開始日」と、第十六条第一項第六号中「の再保険金」とあるのは「及び漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険金」とする。

附則第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

第二十二条及び第二十三条　削除

附則第八十八条第二号ロ中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、「繰入れ」の下に「、同条第二項の規定による一般会計への繰入れ」を加える。

附則第八十九条の二を附則第八十九条の八とし、附則第八十九条の次に次の六条を加える。

（借入金償還完了年度）

第八十九条の二　法附則第二百五十九条の三第一項に規定する政令で定める年度は、東京国際空港に係る空港整備事業に要する費用に充てられた借入金で平成二十五年度の末日においてその償還が完了していないものの償還が完了する年度とする。

（空港に含まれる施設）

第八十九条の三　法附則第二百五十九条の三第二項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設

二　航空法第九十六条に規定する航空交通の安全に関する指示のために必要な施設

三　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の規定による航空交通の安全を確保するために必要な気象業務のために使用する施設

四　飛行場における関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の規定による検疫、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による出入国の管理並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）又は家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定による検疫のために使用する施設

（法附則第二百五十九条の三第五項第二号イの政令で定める空港）

第八十九条の四　法附則第二百五十九条の三第五項第二号イに規定する政令で定める空港は、三沢飛行場、仙台空港、百里飛行場、新潟空港、小松飛行場、八尾空港、美保飛行場、広島空港、岩国飛行場、徳島飛行場、高松空港、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港及び鹿児島空港とする。

（法附則第二百五十九条の三第五項第二号イの政令で定める施設等機関）

第八十九条の五　法附則第二百五十九条の三第五項第二号イに規定する政令で定める施設等機関は、国土交通省国土技術政策総合研究所とする。

（自動車安全特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例）

第八十九条の六　法附則第二百五十九条の四第一項に規定する政令で定めるものは、国有財産のうち次に掲げるものとする。

一　出入国管理及び難民認定法の規定による出入国の管理のために使用する必要があるもの

二　植物防疫法、狂犬病予防法又は家畜伝染病予防法の規定による検疫のために使用する必要があるもの

三　航空法第五十六条の四第一項の規定により指定された施設のある自衛隊の設置する飛行場又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本国政府若しくは日本国民が使用する飛行場に設置された空港整備事業（法附則第二百五十九条の三第二項に規定する空港整備事業をいう。）の対象となる国有財産で、これらの飛行場の管理をする者が管理することが適当であると認められるもの